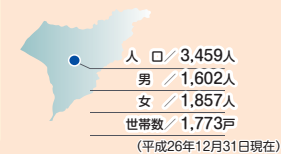


- 新年のご挨拶
- 議会だより vol.140
- お知らせ
- ヘルスメイト ほか
- 成人式開催

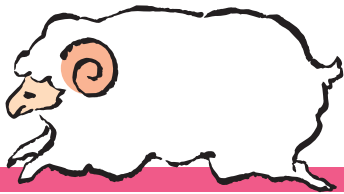


奈半利町ホームページ <http://www.town.nahari.kochi.jp/>



新年あけましておめでとうございませう



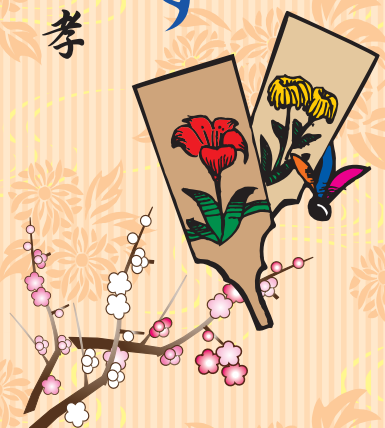


## 平成27年 新年のご挨拶



# 謹んで新年のご祝辞を申し上げます

奈半利町長 齊藤 一孝



新年あけましておめでとうございます。  
町民の皆さまには、健やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろは町政に対し温かいご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

新しい年を迎えるに当たり、昨年以上の積極的な取り組みで、経済不況を乗り越える足腰の強い町となるように、町民全体が力を合わせて、ふるさと奈半利町に愛着と誇りが持てる町づくりを一層推進していきたいと決意を新たにしております。

さて、日本は平成20年をピークとして人口減少時代に突入しておりますが、先の衆議院選挙で政権を担うことになった安倍内閣は、その最重要課題として、人口の減少に歯止めをかけ、それぞれの地

域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に「まち・ひと・しごと創生法」制定し、平成27年度を初年度とする今後5カ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を昨年12月に閣議決定しております。

この総合戦略の基本的な考え方は、「まちの創生」として、地方で安心して暮らせるよう、地域の特長に即して課題を解決し、「ひとの創生」として、地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定住を促進し、「しごとの創生」として、若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取り組みを行うことにより、人口減少と

地域経済縮小を克服し「地方創生」に正面から取り組むこととしております。



当町では、平成22年に策定した「第5次奈半利町総合計画」に基づき、「人いきいき地域輝く美しい町なはり」をキャッチフレーズに、住民がしあわせを感じられる質の高い町、そして時代に対応し、たくましく発展していく町づくりに取り組んでおりますが、当町におきましても「まち・ひと・しごと創生法」に基づいた「地方版総合戦略」を策定し、国・県と連携して、地方創生に取り組んでいきたいと考えております。

### 「まちの創生」について

町民の皆さまが安全に暮らせる町づくりとしまして、まず南海トラフ地震対策を最重要課題とし、

台風などの自然災害にも備えた防災体制を強化し、災害に強い町づくりを進める必要があります。

そのため、自主防災組織等の活動を支援し、避難訓練等を通じて住民の防災意識や防災力を向上させ、自助・共助を進めるとともに、津波対策として奈半利港の内堤防の整備、高台への幼稚園・保育園の移転や防災拠点施設の建設、浸水区域への津波避難タワーの建設などを進め、また地震対策として住宅の耐震化、倒壊のおそれのある老朽化住宅の除却等の補助事業を推進し、町民の皆さまの生命・身体・財産を守るための施策に取り組んでいきたいと考えております。

また、子どもからお年寄りまで、住民一人一人が、豊かで安心して暮らせる町づくりとしまして、保健福祉・医療介護のさらなる充実



を図る必要があります。

保健業務のうち専門性を必要とする業務は、保健師・栄養士等の専門職を中芸広域連合に集約し、高度な保健福祉サービスを提供し、同じく介護保険事業も中芸広域連合に集約することにより、そのスケールメリットを活かし、安定的な運用を図ってまいります。

医療につきましては、国保・後期高齢者医療をはじめ、福祉医療等の継続的な事業制度を維持するため、検診事業、健康長寿施策の充実に努め、また昨年開業しました「あき総合病院」や地域の医療機関と連携協力を図り、住民の命を守るため、質の高い地域医療ネットワークを構築してまいります。

高齢者福祉をはじめとした、その他の社会福祉や健康福祉施策につきましても、「あつたかふれあいセンター事業」を縦軸に、「地域見守りネットワーク」の横軸を張り巡らせて、さらにさまざまな社会保障制度や保健福祉事業のセーフティネットを幾重にも重ねることで住民生活を手厚く支えていきたいと考えております。

## 『ひとの創生』について

どんな時代、どんな状況にあつても町を支え、発展していく原動力は、人です。そのため、幼児教育・学校教育の充実に、社会教育・生涯学習の振興、芸術・

文化活動の振興、町づくりや地域資源を活用した観光振興、その他あらゆる場面で、住民パワーが発揮でき、住民力の参画できる行政を推進するためにも、人材育成環境を整備・充実していく必要があります。

移住・定住を促進する取り組みとしては、当町は、ごめん・なはり線、高知東部自動車道、地域高規格道路、奈半利港など東部の交通の要衝に位置し、また、ふるさと海岸やその沖に群生するサングを活かしたマリンスジャー体験施設「海辺の自然学校」や野根山街道などを活かした「米ヶ岡生活体験学校」、また伝統的に貴重な町並みや新たに資料館として再生する「藤村製糸」など、自然的あるいは歴史・文化的に有望な数多くの観光資源があります。また、「ふるさと納税」による寄付者が1万件を超え、その寄付金額は四国の自治体では初めて2億円を超え、全国的に大変注目を浴びており、それに伴い、贈呈品として提供しております米ヶ岡米やキンメダイなどの農水産物、またイチジクゼリーや奈半利味噌、スルメイカの船上天日干しなどの加工品が大変好評を得ております。また本年4月から高知県東部地域博覧会が開催され、「中芸の食」を売り込む取り組みも進められております。そのため、東部の交通拠点の機

能を活かし、有望な観光資源や施設を整備・充実させ、農業・漁業体験などと組み合わせたい型観光やイベントを企画し、地域情報通信基盤を利用して、これらの情報を積極的に発信し、交流人口の拡大を図り、都会からの移住・定住を促進したいと考えております。

また、都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図る「地域おこし協力隊」制度にも取り組んでいきたいと考えております。

## 『しごとの創生』について

産業の振興につきましては、これまで町民の皆さまが、より豊かに暮らしていけるよう当町の基幹産業であります農業・漁業の基盤整備や新たな特産品開発による15次産業につながる施策など雇用の創出に取り組んでまいりました。が、本年も引き続き、これらの施策をさらに充実・発展させていきたいと考えております。

この取り組みを推進するため、生産者や中山間地域における集落営農組織、農水産物加工品の生産組織に対し、地域活性化補助金などの農漁業ソフト事業により支援を行うことにより、「ふるさと納税」の贈呈品として注目されている当町の農産物の品質管理や付加価値を付けた新たな特産品の

開発、農水産物の産地化が進めば、若い世代が安心して働ける雇用の創設につながるものと考えております。

そのため、高知県産業振興計画との連携を図りながら、関係機関と協力して農林水産物を中心とした商品開発や加工施設などのハード・ソフトを含めた産業基盤整備に取り組み、将来的にはそうして開発した加工品等を地域情報通信基盤を利用して販路を開拓し、生産から加工・販売を一体化させた、いわゆる6次産業化につながる施策を進め、地域の雇用を確保し中山間地域での農業の維持、漁業経営の安定化を目指し、足腰の強い基幹産業を育成し、活力ある町づくりができるよう努めてまいります。

その他にも、まだまだ多くの課題が山積しておりますが、総合計画に基づき各施策を着実に実施することにより、「豊かで、元気で、自立できる奈半利町」に向け、そして「住民が幸せを感じられる地域づくり」に全力を尽くしたいと考えておりますので、町政に対する皆さまの温かいご支援・ご協力を本年もよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆さまの益々のご健康とご多幸を祈念しまして、年頭のご挨拶いたします。



## 奈半利町消防団第2分団の消防ポンプ 自動車の入魂式が行われました



11月13日(木)に、奈半利町消防団第2分団屯所において、奈半利町消防団員、中芸広域連合消防本部消防長のほか、多数の消防関係者の列席の下、日頃より地域の安全のために日夜を問わず活動いただいている、奈半利町消防団の第2分団に新しく配備された消防ポンプ自動車の入魂式がとり行われました。

これは、第2分団に配備されている消防ポンプ自動車が、納車から20年経過したことにより老朽化が著しかったことから、今後の消防活動に支障をきたすことがないように、また、消防設備の能力向上を目的に車両を更新したことによるもので、新しい車両にこれからの火災や自然災害への予防活動での活躍を願い、魂を入れる儀式です。

入魂式の後第2分団の団員たちは、消防ポンプ自動車の装備や操作方法を入念にチェックしていました。



今回配備された車両は、昨年第1分団に配備されたものと同様に最新型のポンプを搭載しており、消火活動等で大きな効果が期待できます。

## 「なはり健康まつり2014」開催

11月22日(土)に「なはり健康まつり2014」を、奈半利町食生活改善推進協議会・奈半利町健康づくり婦人会のご協力を得て開催いたしました。

今回も、心と体の健康づくり推進を目的に、「ロコモ予防健康教室」と「笑いヨガ」、健康食の試食、健康グッズなどが当たるお楽しみ抽選会を行いました。

「ロコモ予防健康教室」からつきと姿勢・歩き方を科学するでは、理学療法士である講師の先生から、予防と運動の大切さについて実際に体を動かしながら学び、最後に脳科学の面から、①運動すること、②人とかわることを、③笑うこと、が脳を活性化させる、というお話がありました。



続いて、「笑顔はすべてをよくする魔法の薬・健康から人間関係まで」では、ストレス解消や免疫力アップなどさまざまな効果があるといわれる「笑いヨガ」の呼吸法を組み合わせ「笑いヨガ」をご紹介いただき、会場は笑いに包まれました。

健康食コーナーでは、「きのこの混ぜ込みご飯」や「冬野菜たっぷり温汁」の試食をしてもらい、おいしくて体も温まると、大変好評でした。

帰りのお楽しみ抽選会では、体脂肪率などがわかる体重計や、消費カロリーが表示される活動量計などの賞品に歓声が上がっていました。

皆さん、心も体もめくめくにして冬も元気にお過ごしください。



## ((( みんなのおススメ教えてください!「高知家の食卓」県民総選挙2015 )))

大手旅行雑誌の「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」ランキングで、最新5年間のうち4度も第1位を獲得している高知県。「旅先で地元の人が薦めるお店に行きたい」という観光客の皆さまの声にしっかりと応えるため、県民の皆さまがお薦めする飲食店とメニューを県民自らの投票で選ぶ『「高知家の食卓」県民総選挙』を今年も開催します。

高知県広報紙「さんSUN高知」2月号に印刷されている投票用紙(はがき)に、皆さまがお薦めしたい県内の「飲食店」と「メニュー」を記入、また、「薦めたい理由」にチェックをし、2月16日(月)までに郵送(切手不要、当日消印有効)もしくは各市町村役場(支所を含む)に設置している投票箱にご投票ください。

また、今回は、県民総選挙2015ホームページ(URL:<http://www.attaka.or.jp/sousenkyo/>)からの投票も可能です。ぜひ、皆さまの投票をよろしくお願いいたします(投票は、1世帯につき1票となっておりますのでご注意ください)。

投票結果は、4月に発表する予定です。

なお、詳しくは高知県広報紙「さんSUN高知2月号」をご覧ください。

### ■お問い合わせ先

「高知家の食卓」県民総選挙係(株高知広告センター内) ☎088-873-8700 受付時間/平日10:00~17:00



# Event イベント

# 1月

## 高知中野球部・奈半利・安田小中 野球交流会開催!!

**1/12** (月)に高知中野球部の浜口監督をはじめ、高知中野球部の計19人を迎えて、奈半利、安田のスポーツ少年団、奈半利中、安田中と野球交流会を開催しました。



この交流会は、平成24年から行われており、高知高校、中学校にご協力いただき高知県内での野球人口の増加やレベル向上のためこの時期に開催しております。

当日は、晴天にも恵まれ、楽しく交流をすることができました。中でも、ウォーミングアップや練習への取り組み方、基本練習などさまざまな練習方法を学ぶことができました。

今後もこのような取り組みを行いますので、ご協力よろしくお願いいたします。



年々野球をする子どもたちが減ってきています。奈半利町では昨年からはスポーツ少年団の部員も増え、登録人数10人ほどになりました。野球を通して、いろいろな経験、出会いがありますので、ぜひこれを機に、野球を始めたいと思う子どもたち、みんなスポーツ少年団で野球をしませんか？

いつでも遊びに来てください。

連絡先 ▶ 090-8970-3898 大寺まで



★・★・★・★・★・★・★・★・★・★・★・★・★・★・★・★  
奈半利町主催

# 婚活パーティー



婚活・であいのぎっかけイベント

であいは。

平成27年2月28日(土)開催



奈半利町主催の婚活パーティーを奈半利町米ヶ岡で開催！  
女性はJR高知駅から送迎付で参加費無料ですので、  
お気軽にご参加頂けます！

1対1で全員の方とお話や、奈半利の地元食材を使った  
ピザ作り体験をし、一緒に食べたりと楽しいゆったりとした  
『なはり時間』をお過ごしてください。

カップル成立した女性の方には、奈半利の地場産品を  
プレゼントいたします。

※女性陣用に、JR高知駅より、無料送迎バスを運行。  
JR高知駅南口集合  
11:30 バス出発予定(25名乗り)  
※男性 奈半利駅 集合。  
13:30 から、男性・女性共に、会場へ移動。

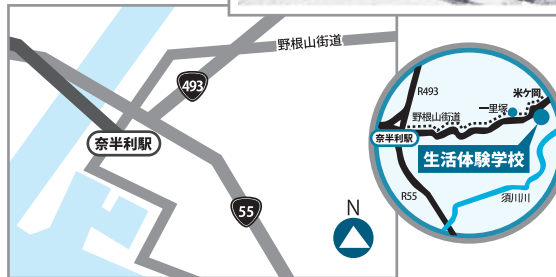
13:30 開場・受付開始

14:00 婚活パーティースタート

18:00 終了予定

※終了後、会場からバスでJR高知まで送迎します。  
なお、ご希望者は男性陣も定員数まで乗車可能です。

米ヶ岡生活体験学校:  
奈半利駅から約20分



費用 男性 4000円、女性 無料  
※ドリンク・軽食付

対象 20才～50才程度の独身男女  
※男性は奈半利町の方のみ

定員 男女各10名

応募締切 平成27年2月13日(金)まで

参加費は、受付の際にお支払いいただき、返金はいたしません。  
※イベント保険加入します。

開催場所 米ヶ岡生活体験学校(奈半利町 米ヶ岡地区)

応募方法 専用メールフォームより  
お申込ください。



奈半利町 婚活 検索

<http://www.saijiki8.com/nahari/>

お問合せ先 奈半利町主催 婚活パーティー事務局  
(株式会社歳時記屋 内)

TEL / 088-882-0333

E-mail / [deaiba@nahari.sakura.ne.jp](mailto:deaiba@nahari.sakura.ne.jp)





# 議会だより

VOL.140

## 謹賀新年

本年もよろしく  
お願い申し上げます

平成二十七年一月

議長

副議長

議員

安岡 規雄

山中 茂

安岡 健

岩内 博

森岡 昌敏

竹内 哲夫

前田 勝亀

中川 和明

大西 洋三

木下 清

(議席順)

## 新年明けまして

おめでとうございます

ございます

町民の皆様方におかれましては、清く、新春をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より、町政に対する温かいご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新年は、人心を一新する契機となつてこそ意義があるものであり、「二年の計は元旦にあり」と言われるように、将来を考え、新しい年の計画を立て、新しい希望の出発点となることを期待するものです。

本年におきましても町政における課題は数多くありますが、その課題に対し議会の立場で皆様の声を広く反映し、町民参画の町づくりを努めてまいります。忌憚ない皆様の声を議会にお届けください。

今春、私も議会議員一同は、任期満了を迎えることとな

りますが任期いっぱいまで町の将来に向かい、議会一丸となつて努めてまいりますので、ご支援、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本年が町民の皆様にとつて、平穏で幸多き一年となりますようご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

議長 安岡 規雄

## 第3回

平成26年第3回臨時議会が11月4日に開催され、契約案件1件について審議を行った。

### ◆契約

#### ○工事請負契約の締結

- ・ 契約目的 平成25年度奈半利町5号津波避難タワー建設工事(建築主体工事)
- ・ 契約方法 指名競争入札
- ・ 契約金額 7,387万円
- ・ 契約相手方 (有)匠建設

賛成者全員(可決)

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度について

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付制度です。貸付金には以下の資金を含めて12種類の資金があります。詳細はお問い合わせください。

|              | 資金の種類          | 貸付対象                                     | 内容                                                          | 貸付限度額                              | 貸付期間                         | 据置期間                     | ※1 償還期間                                | 利率／年               |
|--------------|----------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------|----------------------------------------|--------------------|
| 母子・父子・寡婦福祉資金 | 母子・父子・寡婦修学資金   | 母子家庭の児童<br>父子家庭の児童<br>父母のない児童<br>寡婦の被扶養者 | お子さん等が<br>高校・大学等に<br>修学するために<br>必要な資金                       | 別表1のとおり                            | 修学期間中                        | 修学終了後、<br>6カ月間           | 据置期間経過後<br>15年以内<br>専修学校（一般<br>課程）5年以内 | 無利子                |
|              | 母子・父子・寡婦修業資金   | 母子家庭の児童<br>父子家庭の児童<br>父母のない児童<br>寡婦の被扶養者 | お子さん等が<br>就職するための<br>知識技能を<br>習得するの<br>に必要な資金               | 月額<br>68,000円<br>(特別 460,000円)     | 知識技能を<br>習得する<br>期間中5年<br>以内 | 技能習得期<br>間満了後、<br>1年間    | 据置期間経過後<br>6年以内                        | 無利子                |
|              | 母子・父子・寡婦就職支度資金 | 母子家庭の母<br>父子家庭の父<br>寡婦                   | 就職に直接必<br>要な被服等を<br>購入する資金                                  | 1回につき<br>100,000円<br>(特別 320,000円) |                              | 貸し付けの<br>日から1年<br>間      | 据置期間経過後<br>6年以内                        | 無利子<br>または<br>1.5% |
|              |                | 母子家庭の児童<br>父子家庭の児童<br>父母のない児童            | お子さん等が<br>就職に直接必<br>要な被服等を<br>購入する資金                        |                                    |                              |                          |                                        | 無利子                |
|              | 母子・父子・寡婦就学支度資金 | 母子家庭の児童<br>父子家庭の児童<br>父母のない児童<br>寡婦の被扶養者 | お子さん等の<br>入学に必要な<br>被服等の購入<br>資金（小・中学<br>校については、<br>所得制限あり） | 別表2のとおり                            |                              | 修学または<br>修業を終了<br>後、6カ月間 | 据置期間経過後<br>5年以内<br>(10万までは<br>3年以内)    | 無利子                |

※1）償還期間については、各資金に定める期間を上限としますが、その期間内であっても、貸付金の額に応じて以下のとおりとなります。

| 貸付金の額                | 償還期間  |
|----------------------|-------|
| 100,000円まで           | 3年以内  |
| 100,000円以上700,000円まで | 10年以内 |
| 700,000円以上           | 15年以内 |

別表1 修学資金（一般分）貸付限度額（月額）一覧表

| 学校等種別              |     |          | 学年別    | 1年     | 2年     | 3年     | 4年     | 5年 |
|--------------------|-----|----------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 高等学校<br>専修学校(高等課程) | 国公立 | 自宅通学のとき  | 18,000 | 18,000 | 18,000 |        |        |    |
|                    |     | 自宅外通学のとき | 23,000 | 23,000 | 23,000 |        |        |    |
|                    | 私 立 | 自宅通学のとき  | 30,000 | 30,000 | 30,000 |        |        |    |
|                    |     | 自宅外通学のとき | 35,000 | 35,000 | 35,000 |        |        |    |
| 高等専門学校             | 国公立 | 自宅通学のとき  | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 45,000 | 45,000 |    |
|                    |     | 自宅外通学のとき | 22,500 | 22,500 | 22,500 | 51,000 | 51,000 |    |
|                    | 私 立 | 自宅通学のとき  | 32,000 | 32,000 | 32,000 | 53,000 | 53,000 |    |
|                    |     | 自宅外通学のとき | 35,000 | 35,000 | 35,000 | 60,000 | 60,000 |    |
| 短期大学<br>専修学校(専門課程) | 国公立 | 自宅通学のとき  | 45,000 | 45,000 |        |        |        |    |
|                    |     | 自宅外通学のとき | 51,000 | 51,000 |        |        |        |    |
|                    | 私 立 | 自宅通学のとき  | 53,000 | 53,000 |        |        |        |    |
|                    |     | 自宅外通学のとき | 60,000 | 60,000 |        |        |        |    |
| 大学                 | 国公立 | 自宅通学のとき  | 45,000 | 45,000 | 45,000 | 45,000 |        |    |
|                    |     | 自宅外通学のとき | 51,000 | 51,000 | 51,000 | 51,000 |        |    |
|                    | 私 立 | 自宅通学のとき  | 54,000 | 54,000 | 54,000 | 54,000 |        |    |
|                    |     | 自宅外通学のとき | 64,000 | 64,000 | 64,000 | 64,000 |        |    |
| 専修学校(一般課程)         |     |          | 31,000 | 31,000 |        |        |        |    |

注）予備校や大学院は、貸付対象外です。

注）授業料等がこの額を超える場合、特に必要と認められる場合は、特別分限度額が適用されます。



別表2 就学支度資金貸付限度額一覧表

| 学校種別                                                 | 内容                 | 限度額(円)       |
|------------------------------------------------------|--------------------|--------------|
| 小 学 校                                                | 小学校に入学する場合(所得制限あり) | 40,600円      |
| 中 学 校                                                | 中学校に入学する場合(所得制限あり) | 47,400円      |
| 高 等 学 校<br>高 専 修 学 校<br>( 高 等 課 程 )                  | 自宅から通学する者          | 国公立 150,000円 |
|                                                      |                    | 私 立 410,000円 |
|                                                      | 自宅外から通学する者         | 国公立 160,000円 |
|                                                      |                    | 私 立 420,000円 |
| 専 修 学 校<br>( 一 般 課 程 )                               | 自宅から通学する者          | 150,000円     |
|                                                      | 自宅外から通学する者         | 160,000円     |
| 大 短 期 大 学 校<br>高 等 専 門 学 校<br>専 修 学 校<br>( 専 門 課 程 ) | 自宅から通学する者          | 国公立 370,000円 |
|                                                      |                    | 私 立 580,000円 |
|                                                      | 自宅外から通学する者         | 国公立 380,000円 |
|                                                      |                    | 私 立 590,000円 |
| 修 業 施 設                                              | 高等学校卒業者            | 自 宅 90,000円  |
|                                                      |                    | 自宅外 100,000円 |

注)専修学校 高等課程 中学校卒業程度  
// 一般課程 学歴不問  
// 専門課程 高校卒業程度

### ●お問い合わせ先

(申請書が提出されてから振込まで約1～2カ月かかります。十分時間に余裕を持ってご相談ください。)

安芸福祉保健所 電話: 0887-34-3177 奈半利町役場 住民福祉課 電話: 0887-38-4012



## お知らせ

## 母子家庭等自立支援事業費補助金について

### ■自立支援教育訓練給付金事業

資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成する制度です。

受講料の20%相当額(上限100,000円、4,000円以下は対象外)を支給します。

### ■高等職業訓練促進給付金等事業

定められた一定の資格を取得するため、養成機関において2年間以上のカリキュラムを受講される際、受講期間中の生活費や入学一時金を支給する制度です。

対象資格: 看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(ただし平成26年4月1日以降に修業を開始したものにかぎる)

#### 【生活費の補助】

平成25年3月31日以前に修業開始の方(対象は母子家庭の母のみになります)

| 修業開始時期               | 支給期間             | 支給額(月額)    |          |
|----------------------|------------------|------------|----------|
| 平成24年3月31日以前         | 修業する期間の全期間       | 市町村民税非課税世帯 | 141,000円 |
|                      |                  | 市町村民税課税世帯  | 70,500円  |
| 平成24年4月1日～平成25年3月31日 | 修業する期間の全期間(上限3年) | 市町村民税非課税世帯 | 100,000円 |
|                      |                  | 市町村民税課税世帯  | 70,500円  |

平成25年4月1日以後に修業開始の方(対象は母子家庭の母と父子家庭の父になります)

| 修業開始時期               | 支給期間             | 支給額(月額)    |          |
|----------------------|------------------|------------|----------|
| 平成25年4月1日～平成27年3月31日 | 修業する期間の全期間(上限2年) | 市町村民税非課税世帯 | 100,000円 |
|                      |                  | 市町村民税課税世帯  | 70,500円  |

#### 【入学費の補助】

母子家庭の母については、平成20年4月1日以降に受講を開始された方、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に受講を開始された方に対し、市町村民税非課税世帯は50,000円、市町村民税課税世帯は25,000円を、修了後に支給します。

詳細は安芸福祉保健所(電話:0887-34-3177)へお問い合わせください。

平成27年度(平成26年分所得)

# 町・県民税申告のご案内

町県民税申告と納税につきましては、日ごろからご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
本年も申告の時期がまいりましたので次のとおり、申告相談を行います。

| 相談日      | 場 所                      | 相談区域                                                   | 左記以外の日<br>(祝日除く)                   | 時間                       |
|----------|--------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|
| 1月30日(金) | 高知県漁協<br>加領郷支所<br>(2階和室) | 加領郷、大原、<br>西の平                                         | 2月2日(月)～<br>5日(木)<br>(上記期間役場で受付)   | 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時は休憩) |
| 2月9日(月)  | 福祉センター                   | 六本松、平、<br>花田、宇川、<br>須川、久礼岩<br>弓場、法恩寺、<br>宮の岡、生木、<br>東浜 | 2月10日(火)～<br>13日(金)<br>(上記期間役場で受付) |                          |
| 2月16日(月) | 樋ノ口憩いの家                  | 車瀬、中里、<br>百石、樋ノ口、<br>上長田                               | 2月17日(火)～<br>19日(木)<br>(上記期間役場で受付) |                          |
| 2月23日(月) | 奈半利町役場                   | 下長田、平松、<br>東町、立町                                       | 2月24日(火)～<br>26日(木)<br>(上記期間役場で受付) |                          |
| 3月2日(月)  | 奈半利町役場                   | 横町、米ヶ岡、<br>池里、港町                                       | 3月3日(火)～<br>5日(木)<br>(上記期間役場で受付)   |                          |

※上記相談日に都合がつかない方は、3月6日(金)～3月13日(金)の間、役場総務課(税務係)にて申告を行ってください。

## 申告の際、必要なもの

☆印鑑

☆所得額のわかる資料

給与・公的年金の源泉徴収票、

生命保険の満期や個人年金の

支払通知など

☆事業所得者の場合は所得額の

計算に必要な記録簿

☆生命保険料控除証明書、地震

明書(旧長期損害) 保険料控除証

書

☆国民健康保険、介護保険料の

支払額のわかる書類

☆国民年金保険料控除の適用を

受ける場合は、年金機構発行

の証明書、または領収書(領

収日が平成26年中のもの)が

必要です。

☆医療費の支払額のわかる書

類。

☆所得税の還付を受ける方は、

ご本人名義の金融機関の口座

番号がわかるもの。

## 所得税の確定申告は…

○安芸税務署では、1月から確

定申告を受け付けています。

申告期間中は混み合いますの

で、お早めに申告されること  
をおすすめします。

○上記相談日以外でも3月13日  
までは、役場で所得税の確定  
申告を受け付けます。

## 所得申告にあたって

○所得税と町県民税では、各種  
控除において町県民税の方が  
控除額が少ないなど、制度上  
の違いがあります。このため、

所得税は非課税でも町県民税  
が課税になる場合や、逆に町  
県民税は非課税で所得税が課

税となる場合もありますの  
で、控除できるものがある場  
合は所得申告の際にご相談く  
ださい。

○町県民税では、障害者、未成  
年者、寡婦または寡夫で、前  
年の合計所得金額が125万  
円以下の方は、各種控除額に  
関係なく非課税とする措置が  
あります。障害者、寡婦また  
は寡夫の場合、所得控除もあ  
ります。該当される方は、所  
得申告の際に申し出てください。

○65歳以上で介護保険法に基づ  
く要介護認定を受けている方  
は、身体障害者手帳の交付を

受けていなくても、12月31日  
現在の介護度の現況によって  
障害者控除が適用される場合  
があります。

この適用を受けるために  
は、「障害者控除対象者認定  
書」が必要です。ので、あらか  
じめ中芸広域連合介護サービ  
ス課(☎32)1165)に申  
請し、交付を受けておいてく  
ださい。

なお、この適用と身体障害  
者手帳等による障害者控除を  
重複して受けることはできま  
せん。

○上記の相談日が都合のわるい  
方は役場総務課でも申告の受  
け付けを行っていますので、  
おこしください。

○確定申告以外の方は町県民税  
国保税の所得申告を受け付けて  
います。申告の必要な方は、  
お早めにおいでください。







# 69歳以下の国民健康保険の加入者の方へ

平成27年1月から、高額療養費が変わります。

平成27年1月から、69歳以下の方の高額療養費の自己負担限度額が下表のように変更になります。所得要件が細分化されることにより、これまでよりも所得に応じた医療費の負担軽減が行われるようになります。 ※70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。



## ■69歳以下の方の自己負担限度額(月額)

平成26年12月まで

| 区分 | 所得要件                | 自己負担限度額                                           |
|----|---------------------|---------------------------------------------------|
| A  | 基礎控除後の所得<br>600万円超  | 150,000円+(総医療費－<br>500,000円)×1%<br>(多数該当:83,400円) |
| B  | 基礎控除後の所得<br>600万円以下 | 80,100円+(総医療費－<br>267,000円)×1%<br>(多数該当:44,400円)  |
| C  | 住民税非課税              | 35,400円<br>(多数該当:24,600円)                         |

平成27年1月から

| 区分 | 所得要件                           | 自己負担限度額                                            |
|----|--------------------------------|----------------------------------------------------|
| ア  | 基礎控除後の所得<br>901万円超             | 252,600円+(総医療費－<br>842,000円)×1%<br>(多数該当:140,100円) |
| イ  | 基礎控除後の所得<br>600万円超～<br>901万円以下 | 167,400円+(総医療費－<br>558,000円)×1%<br>(多数該当:93,000円)  |
| ウ  | 基礎控除後の所得<br>210万円超～<br>600万円以下 | 80,100円+(総医療費－<br>267,000円)×1%<br>(多数該当:44,400円)   |
| エ  | 基礎控除後の所得<br>210万円以下            | 57,600円<br>(多数該当:44,400円)                          |
| オ  | 住民税非課税                         | 35,400円<br>(多数該当:24,600円)                          |

※1 区分は、世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額により決定されます。未申告者のいる世帯は「ア:基礎控除後の所得901万円超」とみなされることがあります。

※2 多数該当とは、過去12カ月以内に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降が該当します。



## がん検診のお知らせ

中芸地区以外の会場でもがん検診が  
受診できます!! (平成27年1月～3月)

今年度(平成26年4月～)のがん検診を受診していない方を対象に、下記の日程でがん検診を実施します。

お勤め先に近い会場、土曜日・日曜日の検診など、ご都合に合わせて受診会場を決めてお申し込みください。

|        | 検診料  | 対象者     |
|--------|------|---------|
| 肺がん検診  | 無料   | 40歳以上男女 |
| 胃がん検診  | 900円 |         |
| 大腸がん検診 | 300円 | 40歳以上女性 |
| 乳がん検診  | 600円 |         |
| 子宮がん検診 | 600円 | 20歳以上女性 |

※北川村・馬路村にお住まいの方で、年齢75歳以上の方は無料で受診できます。

### ■申込先

☎088-832-9691

(高知県総合保健協会)

平日の8:30～17:00受付



### ■申込期間

各検診の3週間前まで

(定員になり次第受付終了)

【日程・会場】各日午前中に検診を実施します。(受付9:00から)

| 検診日   | 曜日 | 実施場所              | 肺 | 胃 | 大腸 | 乳 | 子宮 |
|-------|----|-------------------|---|---|----|---|----|
| 1月28日 | 水  | 香美市 保健福祉センター香北    | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 1月31日 | 土  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月1日  | 日  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月2日  | 月  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月5日  | 木  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月6日  | 金  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月7日  | 土  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月8日  | 日  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月9日  | 月  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月10日 | 火  | 香南市 赤岡保健センター      | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月12日 | 木  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月16日 | 月  | 高知市 春野あじさい会館      | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月17日 | 火  | 安芸市 健康ふれあいセンター元気館 | ● | ● | ●  | ● | ●  |
|       |    | 高知市 春野あじさい会館      | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月20日 | 金  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月23日 | 月  | 高知市 JR高知駅南口こうち旅広場 | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月25日 | 水  | 南国市 保健福祉センター      | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月26日 | 木  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月27日 | 金  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 2月28日 | 土  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 3月1日  | 日  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 3月2日  | 月  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 3月4日  | 水  | 室戸市 保健福祉センターやすらぎ  | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 3月5日  | 木  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 3月6日  | 金  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 3月7日  | 土  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 3月8日  | 日  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 3月9日  | 月  | 高知市 保健センター        | ● | ● | ●  | ● | ●  |
| 3月12日 | 木  | 高知市 サニーマート薊野店     | ● | ● | ●  | ● | ●  |

●申込先

高知県総合保健協会

TEL 088-832-9691

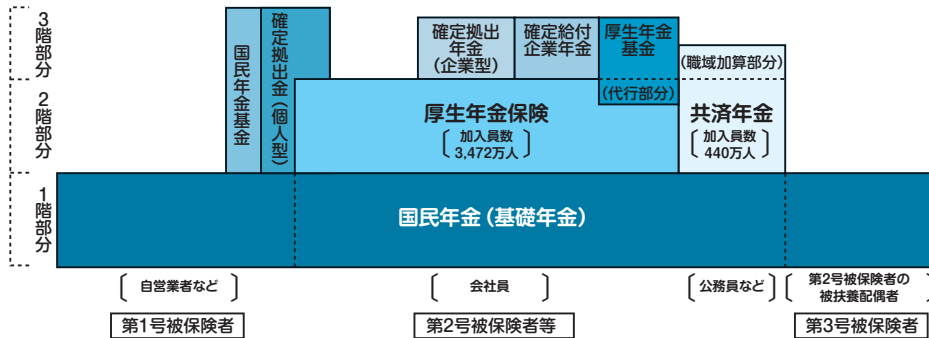
## 年金制度の仕組み

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え方（これを賦課方式といいます）を基本とした財政方式で運営されています（保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられています）。

日本の公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、20歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

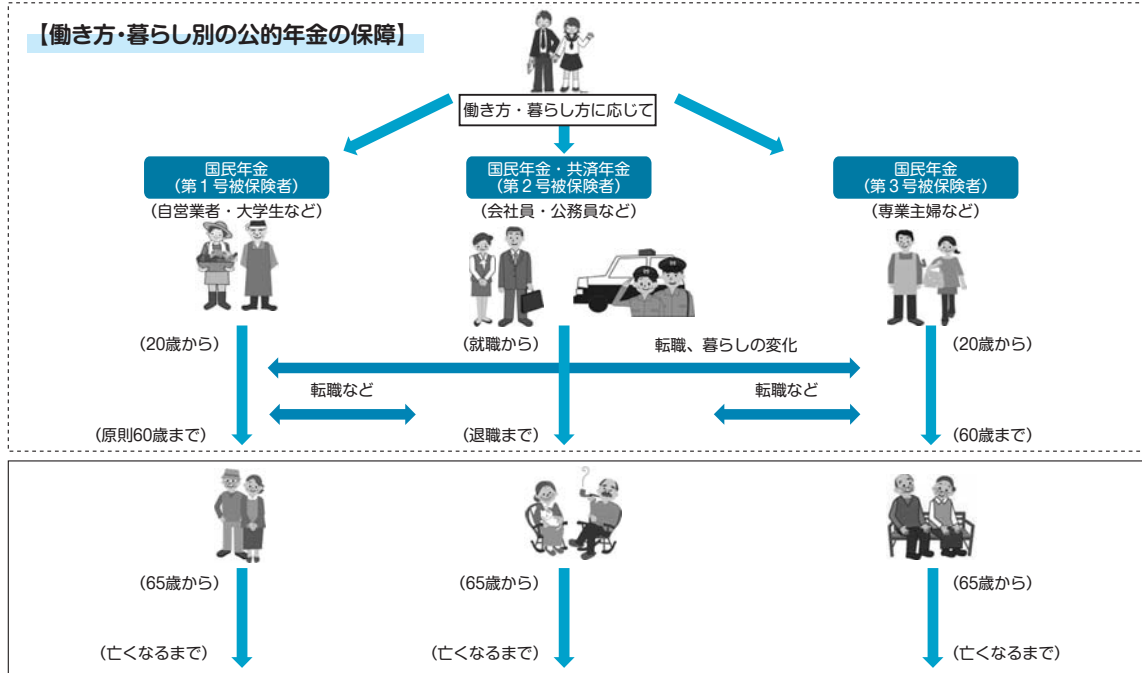
また、公的年金と別に保険料を納め、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金は、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしています。

### 【年金制度の仕組み】



自営業者など国民年金のみに加入している人は、毎月“定額”の保険料を自分で納め、会社員や公務員で厚生年金や共済年金に加入している人は、毎月“定率”の保険料を会社と折半で負担し、保険料は毎月の給料から天引きされます。専業主婦など扶養されている人は、厚生年金制度などで保険料を負担しているため、個人としては保険料を負担する必要はありません。

### 【働き方・暮らし別の公的年金の保障】



老後には、全ての人が老齢基礎年金を、厚生年金などに加入していた人は、それに加えて、老齢厚生年金などを受け取ることができます。また、老後だけでなく、重い障害を負ったときの障害年金や、一家の大黒柱が亡くなったときに残された家族に支給される遺族年金があります。

### 【公的年金の給付の種類】

|    | 基礎                                      | 厚生                                                   |
|----|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 老齢 | 老齢基礎年金<br>保険料納付済期間などに応じた額               | 老齢厚生年金<br>保険料納付済期間・賃金※1に応じた額                         |
| 障害 | 障害基礎年金<br>障害等級※2に応じた額 (子どもがいる場合には加算がある) | 障害厚生年金<br>賃金※1・加入期間・障害等級※2に応じた額<br>(配偶者がいる場合には加算がある) |
| 遺族 | 遺族年金<br>老齢基礎年金の満額に子どもの数に応じて加算した額        | 遺族厚生年金<br>亡くなった方の老齢厚生年金の4分の3の額                       |

※1 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金などへの加入期間中の給与と賞与(ボーナス)の平均額のことをいう。

※2 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金(2級以上)受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。

(注) 基礎年金は全国民が共通して受け取るが、厚生年金は会社員など厚生年金に加入しているひとが受け取る。公務員など共済年金に加入している人は、厚生年金ではなく共済年金を受け取る。

■お問い合わせ先 ねんきんダイヤル 0570-05-1165





## 所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

まもなく平成26年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税の確定申告、消費税及び地方消費税の確定申告が始まりますが、確定申告書等の作成は、国税庁ホームページの「[確定申告書等作成コーナー](#)」をぜひご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成でき、また、作成した申告書は、e-Taxによる送信(電子申告)や出力した申告書を郵便などで提出することができる大変便利なものです。

なお、納税は便利で確実な「[振替納税](#)」をご利用ください。

「[振替納税](#)」を利用されると、ご指定の預貯金口座から、振替日に自動的に納税が行われます。

納税のために金融機関や、税務署に出向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。

「[振替納税](#)」のお申し込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。

### ■平成26年分の確定申告・納期限

**所得税及び復興特別所得税・贈与税:平成27年 3月16日(月)**

**個人事業者の消費税及び地方消費税:平成27年 3月31日(火)**

### ■振替納税を利用される場合の振替日

**所得税及び復興特別所得税:平成27年 4月20日(月)**

**個人事業者の消費税及び地方消費税:平成27年 4月23日(木)**

詳しくは、国税庁ホームページへ 国税庁 で 検索 



## 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとなっています。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成に当たっては、「[復興特別所得税額](#)」欄の記載漏れのないようご注意ください。

税務署の代表番号は、自動音声案内でお受けしています。国税に関する一般的なご質問やご相談をご希望される場合は、自動音声案内に従い「1番」を、確定申告に関するご相談は「0番」を選択してください。国税局「電話相談センター」の税務相談官等がご相談をお受けします。

●問い合わせ先 安芸税務署 TEL 0887-35-3115  
(所在地)〒784-0001 安芸市矢ノ丸4丁目5番地7



## 軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や初年度検査年月によって、適用される税率が異なります。

### ■平成27年度から三輪および四輪以上の軽自動車

初年度検査年月によって異なった税率が適用されます。

①平成27年3月31日までに新規購入した車両（初年度検査を受けたもの）…現行税率

②平成27年4月1日以降に新規購入した車両（初年度検査を受けたもの）…新税率

また、平成28年度から

③初年度検査から13年を経過した車両については新税率から約20%増税されます。

（平成28年度の増税対象は、平成14年12月31日以前に初年度検査を受けた車両となります。）

| 車 種   |     |     | 税率(年額)                 |                       |                                 |
|-------|-----|-----|------------------------|-----------------------|---------------------------------|
|       |     |     | (現行税率)                 | (新税率)                 | (重課税率)                          |
|       |     |     | ①平成27年3月31日以前に新規購入した車両 | ②平成27年4月1日以後に新規購入した車両 | (平成28年度から)<br>③初年度検査から13年経過した車両 |
| 軽三輪   |     |     | 3,100円                 | 3,900円                | 4,600円                          |
| 軽四輪以上 | 乗用  | 営業用 | 5,500円                 | 6,900円                | 8,200円                          |
|       |     | 自家用 | 7,200円                 | 10,800円               | 12,900円                         |
| 自家用   | 貨物用 | 営業用 | 3,000円                 | 3,800円                | 4,500円                          |
|       |     | 自家用 | 4,000円                 | 5,000円                | 6,000円                          |

※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されるため、平成27年度の軽自動車税は平成27年4月1日に購入した新車のみ新税率が適用されます。

### ■平成28年から原動機付自転車・二輪車等

新規登録や既存者にかかわらず、登録されているすべての車両に平成28年度から新税率が適用されます。

| 車 種 区 分 |                     |               | 税率(年額)     |            |
|---------|---------------------|---------------|------------|------------|
|         |                     |               | 変更前        | 変更後        |
| 原動機付自転車 | 総排気量                | 定格出力          | (平成26年度まで) | (平成27年度から) |
|         | 50cc以下              | 0.6kw以下       | 1,000円     | 2,000円     |
|         | 50cc超90cc以下         | 0.6kw超0.8kw以下 | 1,200円     | 2,000円     |
|         | 90cc超125cc以下        | 0.8kw超        | 1,600円     | 2,400円     |
| 小型特殊自動車 | 20cc超(三輪以上)         | 0.25kw超(三輪以上) | 2,500円     | 3,700円     |
|         | 農耕作業用(トラクター・コンバイン等) |               | 1,600円     | 2,400円     |
| 軽二輪     | その他(フォークリフト等)       |               | 4,700円     | 5,900円     |
|         | 125cc超250cc以下       |               | 2,400円     | 3,600円     |
| 二輪小型自動車 | 250cc超              |               | 4,000円     | 6,000円     |





## 無料法律相談のお知らせ

高知県司法書士会では、県内各地で無料法律相談会(予約制)を開催しています。  
相続や遺言のこと、仕事のこと、借金の問題、訪問販売や家賃の滞納といった日常生活のトラブルに  
関することなど、さまざまなお相談に司法書士がお答えします。ぜひご利用ください。

### ■高知会場

毎週土曜日 13時～17時  
毎週水曜日 18時30分～20時  
(多重債務・成年後見相談)

### ■安芸会場

第1・第3土曜日 13時～17時

### ■須崎会場

第1・第3土曜日 13時～17時

### ■四万十会場

毎週土曜日 13時～17時

※高知・四万十会場の土曜日15時以降及び高知会場の多重債務相談は法テラス法律扶助相談(資力要件あり)です。

●予約・問い合わせ先 高知県司法書士会総合相談センター TEL 088-825-3143



## 平成27年度『予備自衛官補』募集

予備自衛官補制度とは、一般社会人や学生の方を予備自衛官補として採用し、教育訓練修了後、予備自衛官として任用する制度で、予備自衛官補に採用されると一般公募は3年以内に50日、技能公募は2年以内に10日間の教育訓練に参加し、必要な知識・技能を修得します。

### ■募集種目等

| 募 集 種 目 |     | 募集人員      | 資 格                                      |
|---------|-----|-----------|------------------------------------------|
| 予備自衛官補  | 一 般 | 陸 約 1400名 | 18歳以上34歳未満の者                             |
|         | 技 能 | 陸 約 200名  | 18歳以上で国家免許資格等を保有する者<br>(資格により53～55歳未満の者) |

### ■受付期間

第1回:1月8日(木)～3月24日(火)  
第2回:7月1日(水)～9月18日(金)  
※第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。

### ■合格発表

第1回:5月15日(金)  
第2回:11月13日(金)

### ■教育訓練の開始時期

27年7月以降

### ■試 験 日

第1回:4月11日(土)  
第2回:10月2日(金)～5日(月)  
※いずれか1日を指定されます。

●詳しくは 自衛隊高知地方協力本部 安芸地域事務所 までご連絡ください。

安芸市本町3丁目11-5(Smile Aki前2F) ☎ 0887-35-2749

URL <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/> 携帯サイト <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/itop.htm>



## 正しい飼い方で住みよいまちづくりにご協力ください

犬や猫を飼うときは、しつけに努め、基本的なマナーを守り、最期まで面倒を見る責任があります。動物が苦手な人や、ご近所から理解されるような飼い方を目指しましょう。

飼い犬の散歩など外出時のふんは必ず持ち帰り、環境保全に努めましょう。

### ■ペットを捨てることは「犯罪」です。

ペットの遺棄は最高50万円の罰金が科せられます。  
捨てられた動物は、事故にあったり病気になったりする可能性が高いため、安易に捨てないようにしてください。





## パソコン・英語・美術など、私たちと一緒に学んでみませんか？



もう一回高校の内容を勉強してみたいなあ

それなら  
中芸高校の**聴講生**は？  
10代～70代までの幅広い人が  
楽しく勉強しているよ



科目や受講料などは  
どうなっているかな？

●聴講生は、自分の興味や関心がある講座を選び、その授業だけを勉強します。規定時間数以上を出席し、一定の成績を修めれば修了証をもらえます。

15歳以上(中学生以下は不可)であれば、高校を卒業していなくても聴講することができます。

●「社会と情報」「英語表現」「美術」など、下表にあるとおり、いろいろな講座が開講されています。

●1単位あたり、年間1,740円。

例えば、書道Ⅰだと2単位(週2時間)ですから、年間3,480円になります。

ただし、教科書代や教材費、成績郵送料などは実費が必要になります。



■平成27年度 聴講生募集 ※科目によって、希望者が定員をこえる場合、聴講できない場合もありますのでご了承ください。

|             |                                                                                      |                                                               |                                             |               |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------|
| 資格          | 15歳以上（中学生以下は不可） 学歴不問                                                                 |                                                               |                                             |               |
| 科目<br>(単位数) | 国語総合(2)                                                                              | 現代文、古典の基礎的な内容                                                 | 現代文B(4)                                     | 現代文の基礎的な内容    |
|             | 地理A(2)                                                                               | 世界地理の基礎的な内容                                                   | 現代社会(2)                                     | 現代社会の基礎的な内容   |
|             | 数学Ⅰ(2)                                                                               | 高校数学の基礎的な内容                                                   | 科学と人間生活(2)                                  | 自然と人間生活、科学の役割 |
|             | 化学基礎(2)                                                                              | 化学の基礎的な内容                                                     | 英語表現Ⅰ(2)                                    | 英会話の基礎的な内容と文法 |
|             | コミュニケーション英語Ⅰ(2)                                                                      | 高校英語の基礎的な内容                                                   | コミュニケーション英語Ⅱ(2)                             | 高校英語のやや高度な内容  |
|             | 美術Ⅰ(2)・Ⅱ(2)                                                                          | 美術の基礎的な実習・創作                                                  | 書道Ⅰ(2)・Ⅱ(2)                                 | 書道の基礎的な実習・創作  |
|             | 家庭総合(2)                                                                              | 家庭科の基礎的な内容                                                    | 商業技術(2)                                     | ワープロを主にした実習   |
|             | 社会と情報(2)                                                                             | 情報社会の基礎的な知識と技能                                                | 簿記(4)                                       | 帳簿の基礎的な記入方法   |
|             | 情報処理(2)                                                                              | パソコン表計算の実習                                                    |                                             |               |
| 開講期間        | 平成27年4月～平成28年2月（生徒と一緒に勉強しますので、生徒と同一の時間です）                                            |                                                               |                                             |               |
| 開講時間        | 月～金曜日の午後6時～9時10分（1回の授業は40分）<br>※学校行事等により休講や時間の変更があります。<br>※希望者には米飯給食もあります。（1食 約300円） |                                                               | 「授業時間割」は4月7日の登録時まで未確定のためお問い合わせに応じることができません。 |               |
| 費用          | 1単位あたり 1,740円（これ以外に教科書代や教材費、成績郵送料などは実費）                                              |                                                               |                                             |               |
| 出願<br>その他   | 出願期間                                                                                 | 3月12日(木)～3月25日(水)午後5時まで（郵送可、ただし必着）                            |                                             |               |
|             | 出願方法                                                                                 | 本校所定の「聴講願書」に必要な事項を記入し、提出してください。<br>「聴講願書」は、本校で3月9日(月)から配布します。 |                                             |               |
|             | 登録・手続き                                                                               | 4月7日(火)午後7時30分～ 本校2階視聴覚室（印鑑必要）                                |                                             |               |
|             | 入講式                                                                                  | 4月8日(水)午後7時30分～ 本校2階視聴覚室                                      |                                             |               |
|             | 聴講開始                                                                                 | 4月10日(金)～（予定）                                                 |                                             |               |

詳しくは、担当までお問い合わせください。(13時以降にお願いします。)

●問い合わせ先 高知県立中芸高等学校 夜間部 TEL 0887-38-2914(担当 谷岡)  
〒781-6410 安芸郡田野町1203-4





# 認定こども園なはり便り

## 幼稚園 保育所

### 小学生との交流 「早く小学生になりたいな!!」

11月12日(水)に、幼稚園年長組(さくら組)と小学1・2年生とが交流を行い、体育館で一緒に物を作って簡単なゲームをして遊びました。幼稚園の子どもたちが、わからない時には小学生が優しく教えてくれて、しっかりリードしてくれました。早く小学生になりたいなと思ったことでしょう。



### お餅つき 「ぺったんぺったん」

12月5日(金)に、恒例となっている“お餅つき”を保育所・幼稚園合同で行いました。登園後、かまどの火や蒸し器から上がる湯気に興奮気味の子どもたち、自分たちの番を心待ちにしていました。重たい杵を持って、お友達と交代しながら「ぺったん、ぺったん」とお餅つきを楽しみ、頑張れの声援をうけながら、より力が入っていたように思います。家庭ではなかなか見られなくなった餅つきですが、地域の方との交流の中、日本の昔からの行事を伝えるよい機会になったのではと思います。

また、今年も町のシルバー介護士や婦人会・中芸消防署員、PTA関係、地域の方々にお手伝いをしていただき、お餅つきの餅米は、竹崎稔さんにいただきました。ありがとうございました。



### 歯科指導 「親子で歯磨きシュツシュツシュッ!」

12月18日(木)に、保育所で歯磨き指導の参観日を行いました。歯科衛生士の岩佐さんに来ていただき、歯磨きの大切さやうがいのがたなどを、丁寧に教えてくれました。子どもたちもお父さん・お母さんと一緒に嬉しそうでした。歯を大切にしようね!



### バザー 「自分でお買い物楽しかったよ!」

11月15日(土)に、奈半利幼稚園にてバザーを行いました。保護者や地域の方に品物を提供していただき、子どもたちが楽しくお買い物体験ができました。年少・年中組さんは、お母さん・お父さんと一緒に買う物を考えたり、年長組さんは自分でお金を数えたりして、年齢に応じた姿が見られました。保育所の子どもたちも、自分の欲しいおもちゃを買って嬉しそうでした。



### 中学校保育体験 「一緒に遊んで楽しかったよ!」

12月10日(水)に、中学生の保育体験で交流を行いました。中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃんと一緒に遊べるということで、楽しみにしていた子どもたち。追いかけてっこをしたり、一緒に土団子を作ったりして楽しい一日を過ごしました。



### クリスマス会 「ジングルベル♪ジングルベル♪」

12月23日(火・祝)子どもたちが待ちに待ったクリスマス会!幼稚園の子どもたちは、サンタさんを見て嬉しくて、目をキラキラさせて興味津々でした。サンタさんに「どこからきましたか?」「おとしはなんさいですか?」などと質問をして、サンタさんも答えながらとても楽しそうでした。

保育所の子どもたちは、サンタさんにびっくりしている子どももいましたが、プレゼントをもらおうと緊張も和らぎ笑顔もみられ楽しい一日となりました。



# 図書新聞

1月号

奈半利町民会館図書室 奈半利町乙12097-2

OPEN 9時～17時

月曜日と木曜日は12時～13時も開けますので、お昼休みにご利用ください！  
月・木以外はお昼の1時間が閉まっていますのでご注意ください。

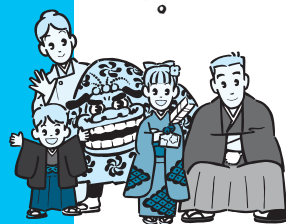
平成27年、

明けまして

おめでとーございます。

## ブックスタート、

## 始めました！



ブックスタートとは自治体が行う乳幼児健診等の機会に、「絵本」と「赤ちゃん」と絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動です。

奈半利町では今年度生まれたお子さんを対象に教育委員会が選んだ10冊の絵本の中から1冊を選んでもらい、プレゼントいたします。申し込みの手続きとしましては奈半利町民会館図書室までご来室いただいて、実際に絵本を見ながら希望する絵本を選び、申込書に記入していただくという内容となります。

絵本リストと申込書を郵送することもできますので、お気軽に奈半利町教育委員会までご連絡ください。

そのほかにも親子連れでも来やすい環境をつくるために、子育て支援図書コーナーの開設や、幼児向け絵本の紹介、キッズタイム、読み聞かせ等の活動で子育てを支えています。来年度もブックスタート事業を継続していきますので、お申し込みをお待ちしております。

今回は、この図書室で貸し出しのできるマンガ本について紹介します。実は、少しですが、あるんです！映画化された「テルマエロマエ」や、ドラマ化された「失恋ショコラティエ」・「プロジェクトX」が数冊。最近では哲学や心理学をマンガでわかりやすくしたものも人気ですね。「まんがでわかる7つの習慣」は③まで入っています。バーを舞台にストーリーが展開するため、カクテル



### としょさんおすすめ本！

ルの説明なども出てきますよ！その他、「マンガでやさしくわかるアドラー心理学」・「きんこん土佐日記」・「毎日かあさん」・「猫ピッチャー」も少しずつ入庫しました。中でもおすすめは、「県民性マンガうちのトコでは」（もぐら・愛媛県出身）です。47都道府県がキャラクター化されていて、あるあるネタや4コマまんがなど盛りだくさん！読み応えがありますよ！

昨年12月より毎週木曜日の10時から12時まで「キッズタイム」と題しまして、0歳から3歳までのお子さん連れを対象に図書室を開放しています。

## キッズタイムを開始

読み聞かせやおもちゃ遊びをしながら、絵本とふれあい、心の栄養を蓄えてもらったり、



おとうさん、おかあさん、おじいさん、おばあちゃんやあちゃんも、ぜひお気軽にご来室ください。

子育ての情報交換ができる場になったらいなと思っています。

### 12月からの特集コーナー

#### 冬じたく(自宅)

12月からの特集コーナーは「冬じたく(自宅)」と題して、編み物や刺繍、フェルト小物他、おうちでできる趣味の本をテーマに集めてみました。

寒さが厳しい季節ですので、自宅のこたつでほっこり、本を読みながら作ってみてはいかがでしょうか。ご来室、お待ちしております。

### リクエスト受付中！

町民会館図書室では皆さまのリクエストをお待ちしております。

気になる本などがありましたら、お知らせください。

優先的に入庫いたします。

### 廃棄本を陳列

図書室前に廃棄本を陳列しております。

本は持ち帰り自由ですので、お気軽にお立ち寄りください。



# 国際交流員

## シャグン・レナー

皆さま、明けましておめでとうございます！

5カ月前初めて奈半利に来た時の蒸し暑さ、今となっては遠い昔の思い出にすぎません。それでも、あっという間にまた暑くなりますので、できるだけ今の寒さを楽しみたいです。



この季節には雪がとても恋しいです。高知にはあまり降りませんが、地元のワシントンDCには必ず年に2、3回ぐらい雪が降っています。雪が降る日は学校が休みになりますので、子どもの頃は大雪が降るように必死に祈っていたものでした。寝る前に裏返しにしたパジャマを着て、「雪降らせて、雪降らせて！」と言いながら飛び跳ねれば、次の日は絶対雪のため学校が休みになる、私たち子どもはそのような噂に強い信念を持っていました。奈半利の子どもたちは雪の日の休みを経験できないことが、少し残念だと思います。



アメリカでは12月というとクリスマスですね。キリスト教徒がたくさんいますので、クリスマスの飾り物をよく見掛けます。でも、最近は日本でもそれが定着してきていますね！12月13日に奈半利小学校のPTAのクリスマスパーティーに参加させていただきました。松ぼっくり、リボン、スプレー塗料、シールなどで子どもたちが張り切ってきれいなリースやいろいろな飾り物を作っていました。小学校の先生と一緒に枝に装飾品



を付けて、立派なクリスマスツリーを作りました。子どもたちはこのような手工芸は初めてなのに、とても上手に作り上げました。努力したことのご褒美として最後にクリスマスゲームをやってから、みんなと一緒においしいクリスマスケーキを食べました。とても楽しい一日を過ごしました。

私はアメリカ人なのに、キリスト教徒ではないのでクリスマスを全然祝っていません。高校の時から親友はユダヤ人で、毎年12月に彼女の家に誘っていただいて、一緒に「ハヌカー」というお祭りを祝っていました。アメリカにはユダヤ人も多くて、12月の中でも「ハヌカー」はクリスマスに次いで大きいイベントで、8日間にわたって行われるお祭りです。イスラエルで何世紀も前に、中東のギリシア系統治者がユダヤ人に対して宗教上の教えを実践することを禁じました。そのため、ギリシア人に対して反感をもっていたユダヤ人はギリシア人に戦いをいどみ、勝利しました。その後、ギリシア人から奪回した神殿にお祈りに行った際、神殿のランプを灯すための油は一夜分しかありませんでした。しかし、その油は8日間も燃え続けました！その時の奇跡を記念して、現在、メノーラーというろうそく立てにキャンドルを灯します。家族と一緒にプレゼントを交換したり、揚げドーナツやポテトパンケーキを食べたり、ドレイドルという特別な4面コマで遊んだりして祝っています。

日本ではすでにクリスマスはよく知られていますので、奈半利の子どもたちにハヌカーも紹介しようと思いました。コマを作って、加領郷小学校にハヌカーの話とそのコマゲームのやり方を教えました。ものすごく気に入ってもらって、休み時間にも生徒たちはたくさん集まってきて遊んでいました。私にとって思い出深い遊びとお祭りのことを伝えることができ、子供たちにも楽しんでもらって、とても嬉しく思いました。





## 11月11日 TUE 食育(1年生) 山の日(2年生)

1年生は郷土料理、2年生は間伐・枝打ち体験などに取り組みました。関係者の皆さま、ありがとうございました。



## 12月11日 THU 防災教育 出前授業

2年生が、小学校1年生と幼稚園を訪問し、防災についてのクイズや、カルタ、人形劇を行いました。小さな子どもにも伝わるように内容を工夫し取り組みました。受け入れてくださった幼稚園、小学校の皆さま、ありがとうございました。



## 11月15日 SAT 文化活動 発表会

今年度の文化活動発表会は、第1部で防災学習についての発表、第2部で音楽発表を行いました。第1部では各クラスが、1学期から総合学習で取り組んできた成果を、パワーポイントなどを使いこなしながら発表しました。また、1年生の吉村さんが、スマイルとうほくプロジェクトにおいて取材した東日本大震災後の防災についての報告を行いました。

また、第2部では、各クラスが、課題曲「マイ・パレード」の合唱、自由曲の合唱、合奏、全校合唱と、限られた練習期間の中で取り組んだ成果を発揮しました。合唱コンクールの部では、最少数人数ながら1年生が金賞を受賞し11月28日(金)に行われた「第2回中芸地区小中学校連合音楽会」に、奈半利中学校の代表として出場しました。保護者、地域の皆さまにおかれましては、多くの参観や温かい励ましをいただき、誠にありがとうございました。





## 低栄養とロコモ予防で 元気に長生き

高齢者が気をつけたいのが、「低栄養」と「ロコモティブシンドローム」です。

「低栄養」も「ロコモ」も日常の食生活の見直しと、軽い運動習慣を身につけることで予防できます。

### ● バランスよく食べて低栄養予防

低栄養とは、食が細くなり、栄養のバランスの偏りや料理を作るのが面倒になるなどが原因となり、1日を元気に過ごすために必要な栄養が不足している状態のことです。

痩せすぎて体力が低下すると、元気に活動するパワーが不足してしまいます。また、カルシウム不足で骨折しやすくなったり、免疫力の低下により病気を招くことにもなりかねません。バランスのとれた食事をしっかり食べて低栄養を予防しましょう。

低栄養を予防するために

- 少量でも数回に分けて食べましょう
- 食欲のない時はおかずを優先して食べましょう
- 肉・魚・卵などたんぱく質を十分にとりましょう
- 好きなものばかり食べないように気をつけましょう
- 歯の健康に気をつけましょう



### ● ロコモチェックでロコモ予防

高齢者は小さな段差につまずくなどで、転倒・骨折してしまうことがあります。

ロコモティブシンドローム(運動器症候群)、通称「ロコモ」とは、老化などで骨や関節、筋肉などに動きを伝える神経が衰えて、「立つ」「歩く」といった動作が困難になること、またはそのリスクが高い状態のことです。骨折が原因で介助が必要になったり、さらに寝たきりになってしまうこともあり、認知症のリスクも高まるといわれています。転倒・骨折をしないためにロコモを予防し活動的な毎日を過ごしましょう。



### ● ロコモチェックで転倒予防！

毎日の動作で思い当たることはありませんか。ひとつでも該当すると、あなたもロコモ予備軍かもしれません。

！ ちゃんと足を上げて歩けていますか？

チェック1 ☐

家の中でつまずいたり、滑ったりすることがある



チェック2 ☐

片脚立ちで靴下がはけなくなった



チェック3 ☐

階段を上るのに手すりが必要



チェック4 ☐

横断歩道を青信号で渡りきれない



！ 年齢のせいで体力が落ちたと思いこんでいませんか？

チェック5 ☐

15分くらい続けて歩くことができない



チェック6 ☐

2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難



1リットルの牛乳パック2個程度

チェック7 ☐

家のやや重い仕事が困難



掃除機の使用  
布団の上げ下ろしなど

注意: 腰や関節の痛み、筋肉の衰え、ふらつきといった症状が悪化してきている場合はまず医師の診察を受けましょう。

簡単料理のご紹介！！

### 魚のソテー



残りの刺身をアレンジ！

材料(1人分)

|             |        |
|-------------|--------|
| 魚の切り身(刺身など) | 80g    |
| 黒コショウ       | 少々     |
| バター         | 小さじ1弱  |
| しょうゆ        | 小さじ3/4 |
| にんにく        | 1片     |
| 大葉          | 1枚     |

作り方

- ①魚の切り身に黒コショウをふる。
- ②にんにくはスライス、大葉は千切りにする。
- ③フライパンにバターを溶かし、にんにくを入れ弱火～中火で炒め香りを移す。
- ④①の魚を焦げない程度に両面焼く。(焼きすぎないように気をつけます)
- ⑤両面とも色が変わったら、醤油をまわし入れ強火でお刺身に絡めるようにする。
- ⑥お皿に盛って、大葉をのせて出来上がり。

日本食生活協会 TUNAGUテキストより抜粋

# 登記手続相談予約制サービスの開始について

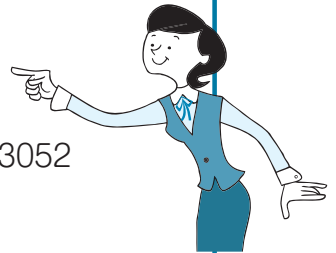
高知地方法務局では平成27年1月5日(月)から登記手続相談の予約制のサービスを開始しています。登記手続相談を利用される場合は、あらかじめ電話で相談の予約をお願いします。

なお、相談時間は30分以内とし、相談料は無料です。



## 予約・お問い合わせ先

|        |                    |                |
|--------|--------------------|----------------|
| 本局登記部門 | 高知市栄田町二丁目2番10号     | ☎ 088-822-3331 |
| 香美支局   | 香美市土佐山田町旭町一丁目4番10号 | ☎ 0887-52-3052 |
| 須崎支局   | 須崎市青木町1番4号         | ☎ 0889-42-0374 |
| 安芸支局   | 安芸市矢ノ丸二丁目1番6号      | ☎ 088735-2272  |
| 四万十支局  | 四万十市右山五月町3番12号     | ☎ 0880-34-1603 |



## 短歌

齢かさね ふるさと死に場所と  
さめしより 戦争なき国 願ひてやまず  
仙頭卯市

紅バラの 一枝咲いて 我が庭は  
冬陽を集めて 明るくなりぬ 手嶋和子  
年末に 我が家の 障子にぎやかに  
梅松さくらで 正月を待つ 島村 昭

## つゆ草

冬うらら 課外授業の さんご船 セツ子  
落葉踏み 辿る急坂 避難道 いさみ  
艶やかに 朝日に透きし 吊し柿 いくよ  
ことごとく 嘴のあと 柿高く つね子  
校門に 銀杏大樹の 落葉かな とし子  
虫籠窓 栄華の後の 萬紅葉 さち子

## 那波の会

枯葉舞う いちようの姿 美しき さようこ  
腰痛に ため息ついて 横になる 利 房  
付加価値を つけて鯖売る 港町 昭  
ふる里の 柱のキズと 飲むビール 美 恵  
ため息で 男心が 揺れている 美 与  
時々他 人の顔に なる夫婦 玲  
生きて来た 年輪顔に 刻みつけ 美智子  
禁煙の 男風向き みて座り 敏 子  
ストーブを 囲みお腰で する話 純 子  
不景気は 衣食医療を 我慢させ 故・集  
答弁へ ため息の出る 汚染米 故・醉客

## おもひじづ

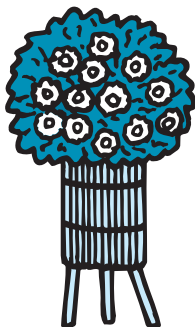
☆おもひじづをもち

| 氏 名          | 生年月日       | 性別 | 父 | 母 | 地区名 |
|--------------|------------|----|---|---|-----|
| 林 はやし 楓磨 ふうま | H 26・11・12 | 男  | 祐 | 梓 | 立 町 |

## お悔やみ

★謹んで  
お悔やみ申し上げます

| 氏 名   | 死亡年月日      | 性別 | 年齢 | 地区名 |
|-------|------------|----|----|-----|
| 濱田 照美 | H 26・11・1  | 女  | 91 | 六本松 |
| 濱内 幹子 | H 26・11・11 | 女  | 86 | 愛光園 |
| 清岡 幸喜 | H 26・11・25 | 男  | 74 | 愛光園 |
| 佐藤 央子 | H 26・12・5  | 女  | 70 | 平   |
| 細川 澄子 | H 26・12・15 | 女  | 85 | 横 町 |
| 寺元 秀雄 | H 26・12・20 | 男  | 63 | 三区  |
| 濱内 貞美 | H 26・12・25 | 男  | 92 | 立 町 |





平成27年  
成人式

# 新成人の門出祝い

1月3日(土) 奈半利町立町民会館を会場に、新しく大人の仲間入りをした23人(該当者: 男性11人、女性12人)が出席し、奈半利町成人式が盛大に行われました。高知県内では、男性3、498人、女性3、385人の方が新成人となりました。

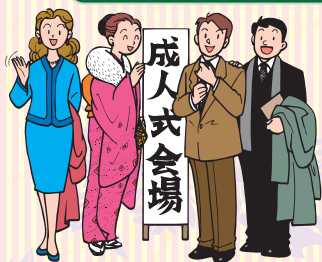


式典では、齊藤町長の式辞をはじめ、教育委員会の南委員長、町議会の安岡議長から激励の言葉を頂きました。新成人の皆さんも、身の引き締まる思いで肅々と聞いていました。

続いて、新成人を代表して矢田勝啓さんが「一人一人が成人としての自覚を持ち、奈半利町出身者として誇りを持つて社会人として歩んでいくことが奈半利町を盛り上げるための第一歩になる」と力強く宣誓の言葉を述べました。

式後、記念撮影を行い、続いて記念行事にて恩師からのビデオレターや二十歳の抱負や将来の夢を書き初めを交えて語っていただきました。

平成27年、奈半利町で大人の仲間入りされた32人です。  
(奈半利町在住で当日欠席された方も含む)



| 男性     |        |       |       |        |        |        |       |        |        |       |       |
|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 伊藤 正   | 乾 健太   | 門田 祥史 | 久保 一成 | 竹中 悠太  | 仙頭 海   | 谷井 勲   | 西野 慎  | 廣末 一馬  | 松岡 篤志  | 矢田 勝啓 | 山本 龍虎 |
| 計 12人  |        |       |       |        |        |        |       |        |        |       |       |
| 女性     |        |       |       |        |        |        |       |        |        |       |       |
| 岩本 瑞希  | 大古 沙稀奈 | 太田 美優 | 大寺 彩加 | 大西 珠緒  | 門田 奈穂宮 | 川島 玲   | 久保 夢実 | 黒岩 あみ  | 田中 眞紀子 | 寺村 玲奈 | 中村 秋穂 |
| 畠中 亜莉沙 | 濱田 芽生  | 林田 恵奈 | 東野 千夏 | 本田 小百合 | 松岡 杏奈  | 松村 由梨奈 | 松本 綾乃 | 合計 20人 |        |       |       |

新成人の皆さんおめでとうございます。





大西 珠緒



乾 健太



黒岩 あみ



矢田 勝啓



伊藤 正



太田 美優



門田 祥史



大古沙稀奈



棕本 綾乃



竹中 悠太



畠中亜莉沙



谷井 勲



田中眞紀子



久保 一成



本田小百合



仙頭 海



東野 千夏



松岡 篤志



松村由梨奈



西野 慎



中村 秋穂



廣末 一馬



松岡 杏奈

2015年

抱負・将来の夢  
二十歳の決意!!